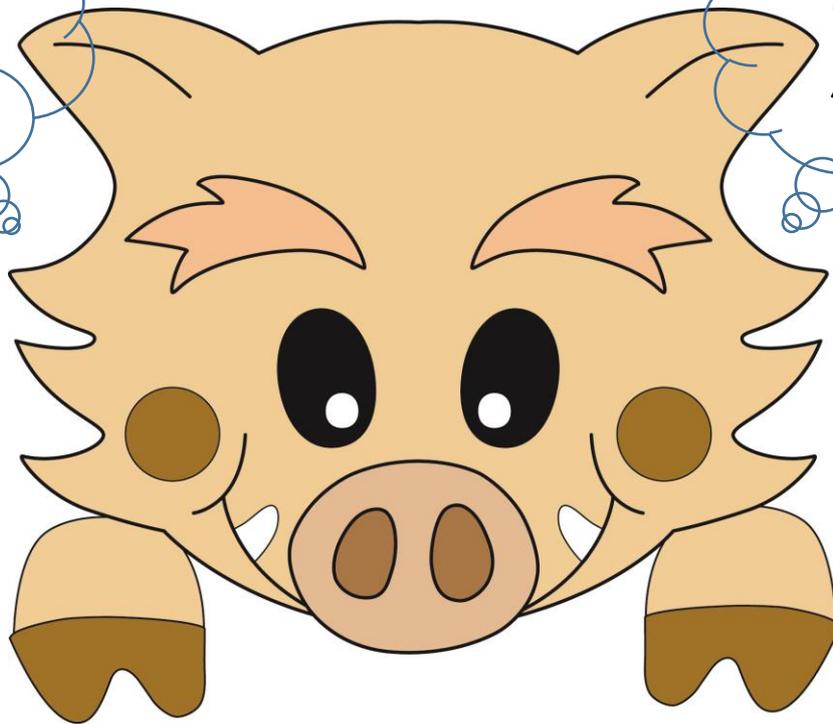


地域活動をPRしませんか？

こんな想いで
活動しています！



どんな活動団体があるんだろう？
この団体と一緒に何かしてみたいな

猪名川町地域活動団体登録制度をぜひご活用ください

「他の団体と一緒に活動したい」、「自分たちの団体をもっと知ってほしい」という団体の方など、ぜひ活用ください。

登録するメリット

1. **団体情報**を猪名川町のホームページに**掲載**できます。
2. 登録団体は**イベント情報**や**団体活動等**を猪名川町のホームページで**紹介**できます。
3. 町などが開催する講座やセミナーの**案内**を行います。

【地域活動団体とは】

この制度における地域活動団体とは、NPOやボランティア団体など不特定かつ多数の者の利益の増進のため自発的に社会貢献を行う営利を目的としない民間団体又は文化クラブ・スポーツクラブなど共益的活動を目的とする団体とします。ただし、公益法人及び自治組織は除くものとします。

【登録できる地域活動団体の要件】

- 1.町内に事務所または活動拠点を有すること。
- 2.構成する人数が概ね5名以上の団体。
- 3.構成員の半数以上が町内在住若しくは在勤であること。
- 4.政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とする団体ではないこと。
- 5.公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。
- 6.暴力団または、その構成員の統制下にある団体ではないこと。
- 7.町との協働事業に対し積極的に参画や協力ができる団体であること。
- 8.活動範囲を広げ、地域社会に深く関わるように努める団体であること。

【登録の方法】

『猪名川町地域活動団体登録申請書』を下記窓口へ提出してください。

※登録に関する申請様式は、下記窓口での配布以外にも、町のホームページからもダウンロード可能です。

○提出先

町役場地域交流課、日生住民センター、ふらっと六瀬（六瀬総合センター）、文化体育館、中央公民館（生涯学習センター）、スポーツセンター

○町ホームページ（団体登録一覧）

（URL）

<https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/tiikishinkou/chikikouryuuka/tiiki/1606350851530.html>

（QRコード）



団体の会則や構成員名簿等の提出をお願いする場合がございますので、登録申請書を提出する前に、地域交流課へご相談ください。



【問い合わせ】

猪名川町役場 地域振興部 地域交流課
〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1
TEL：072-766-8783
FAX：072-766-8893
Mail：chiiki@town.inagawa.lg.jp